

後期高齢者医療制度のお知らせ

問合せ先 市民課医療年金グループ(☎84-5005)
三重県後期高齢者医療広域連合(☎059-221-6883)



75歳からどう変わるの?「後期高齢者医療制度」について

対象となる人(被保険者)

- ① 75歳以上の人(75歳の誕生日当日から対象)
- ② 65歳以上で一定の障がいがあり、申請により三重県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人

後期高齢者医療制度について

- 75歳の誕生日を迎えた人は、これまで加入していた国民健康保険または被用者保険(会社の健康保険や共済等)から脱退し、後期高齢者医療制度の被保険者になります。ただし、65歳以上75歳未満で一定の障がいがある人については、申請により広域連合の認定を受けた人も対象となります。
- 後期高齢者医療被保険者証(保険証)は75歳の誕生月の前月に三重県後期高齢者医療広域連合から簡易書留郵便で発送され、1人に1枚交付されます。

保険料の納付方法について

- 納付方法は、原則として特別徴収(年金からの天引き)ですが、資格取得後一定期間は特別徴収になりません。その間は普通徴収(納付書納付または口座振替)での納付になります。口座振替は、これまで利用していた国民健康保険税の申請は継続されませんので、後期高齢者医療制度での申請があらためて必要となります。
- 後期高齢者医療保険料額決定通知書は、被保険者になった月の翌々月の中旬に発送します。
※ただし、4月生まれの人は7月中旬の発送となります。

例) 昭和23年8月1日生まれ → 令和5年7月中 保険証が簡易書留で届く
令和5年8月1日～ 後期高齢者医療被保険者
令和5年10月中旬 後期高齢者医療保険料額決定通知書を発送

令和5年度の保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を算定し、7月中旬に保険料額決定通知書を市から送付します。

保険料は、被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、被保険者の所得(令和4年分)に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。

◆保険料の算定方法



※基準所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額43万円を控除した額

保険料の軽減措置について

所得が低い世帯に属する人は、右表のとおり均等割額が軽減されます。

軽減割合	軽減後の額
7割	13,376円
5割	22,294円
2割	35,671円

※所得基準については、お問い合わせください。

保険料の納付が困難な場合はご相談ください

納期限を過ぎると、督促状を発行します。それでも納付されない場合は、通常の保険証より有効期限が短い「短期被保険者証」を交付します。
納期限内の納付が困難なときは、医療年金グループへご相談ください。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録はお済みですか？

現在、多くの医療機関などで、マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。

なお、**令和6年秋以降は、健康保険証とマイナンバーカードが一体化されます。**

マイナンバーカードを健康保険証として利用するとどんなメリットがあるの？

ポイント
1

データに基づく最適な医療が受けられます！

過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され(※)、データに基づく最適な医療が受けられるようになります。※マイナンバーカードを健康保険証として利用し、医師等と過去の情報を共有した場合は、健康保険証で受診した場合と比べて、初診時等の医療機関・薬局での窓口負担が低くなります。

ポイント
2

手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます！

限度額認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが確実に免除されます。

ポイント
3

転職や転居などによる保険証の切り替えや更新が不要になります！

転職や転居などで必要だった保険証の切り替えや更新が不要になります。ただし、**新しい保険者への加入手続きは必要です。**

※マイナンバーカードと健康保険証の一体化について詳しくは、デジタル庁ホームページでご確認ください。

(URL <https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/faq-insurance-card/>)

年に1回、健康診査を受けましょう(後期高齢者健康診査のご案内)

後期高齢者健康診査の受診券を後期高齢者医療広域連合から順次送付しています。健康管理と生活習慣病などの早期発見のために実施しています。

- **対象者** 令和5年8月31日までに後期高齢者医療被保険者になる人
- **受診券発送時期**
 - 4月末時点の被保険者 ⇒ 6月下旬
 - 5月～7月中旬に被保険者になる人 ⇒ 8月中旬
 - 8月中旬に被保険者になる人 ⇒ 9月中旬
- **受診期間** 7月1日(土)～11月30日(木)
(受診を希望する医療機関に必ず連絡した上で受診してください)
- **受診方法** 受診券が届いた後、同封する健診案内などを参考にお申し込みください。
- **自己負担額** 無料(2回目以降の受診は全額自己負担となります)



75歳からのお口の健康チェックを受けましょう(後期高齢者歯科健康診査のご案内)

令和5年7月下旬に受診券などを後期高齢者医療広域連合から送付します。口腔機能低下の予防と口腔健康意識の向上のために実施しています。

- **対象者** 三重県後期高齢者医療被保険者で、令和5年3月31日現在、75歳、77歳および80歳の人
- **受診券発送時期** 7月下旬
- **受診期間** 8月1日(火)～11月20日(月)
- **受診場所** 公益社団法人三重県歯科医師会の指定する歯科医療機関
- **受診方法** 受診券などをご覧ください。
- **自己負担額** 無料(2回目以降の受診は全額自己負担となります)



医療費の適正化にご協力ください

人生100年時代と言われる現代、長い人生を豊かに過ごすためには、いかに健康で自立した日常を送れるかが重要になります。安心な医療を未来につなげていくために、医療費の適正化にご協力ください。

適正化の
ためにで
きるこ
と

- ①かかりつけ医を持ちましょう
- ②重複受診はやめましょう
- ③多剤服用による影響を知って、ポリファーマシー(※)を防止しましょう

※ポリファーマシーとは、多くの薬を服用することにより副作用の有害事象を起こすことです。

お薬手帳は1冊に
まとめましょう